

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名 (市町村コード)	高島市 (252123)	
地域名 (地域内農業集落名)	マキノ地域 寺久保地区 (寺久保)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月27日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当集落は、集落内の耕作者も高齢となり後継者もないため、集落内の農地を守っていくことが困難になってきている。

集落営農組織はあるが、現状小規模でしか行っておらず、法人化して面積を拡大しようとする設備投資に大きな費用がかかる。そもそも担い手がおらず困難。

今後は他集落の入作や新規就農者等の担い手が参入することを期待する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻等土地利用型作物を主要作物とし、大豆や麦に転作して負担を減らす。
- ・農地中間管理機構を活用し担い手へ集積・集約していく。
- ・地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を積極的に受け入れていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の賃借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農地の耕作条件改善に向けて農地耕作改善事業等を活用し、対象農地の基盤整備を令和10年までに完了する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①獣害の防止に向け、集落による獣害防止柵の補修点検及び周辺林地や農地の環境点検整備を定期的に行う。
 ⑦⑧世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策及び中山間地域等直接支払制度を活用して農道や水路及び獣害防止柵等を共同活動により保全、管理する。